

教育広報

南 会

編集・発行 福島県教育庁南会津教育事務所
 発行責任者 塩田正信
 編集協力 市町村教委連絡協議会南会津支会
 南会津郡小中学校長協議会

100号に寄せて 『変わらないものを守り繋ぐ』

福島県教育庁南会津教育事務所長

塩田正信

教育広報「南会」第100号の発行にあたり、長きにわたりご協力をいただいております市町村教委連絡協議会南会津支会並びに南会津郡小中学校長協議会、域内幼・小・中・高等学校等、関係各位に感謝を申し上げます。

所内に残る最も古い広報は「第64号」（平成7年7月号）です。当時も年2回の発行だったようですので、遡ると記念すべき創刊号は昭和37、8年頃。半世紀を超える歴史に驚かされます。

平成7年当時の広報は、写真がアクセントになった白黒2色刷り。その後白青2色刷りになり、平成13年7月号（第76号）から全面カラー印刷になって現在に至っています。「生涯学習」「新しい学力観」「学校週5日制」「生きる力」・・・等、教育改革のキーワードからも時の流れを感じることができます。

一方、時を経ても変わらないものも伝わってきます。

・『～この地に生き、工夫と努力によって、「今」に繋いだ先人に思いを馳せ、この地に豊かに生き、この地の「今」を豊かに発展させる知恵と勇気を強く持ちたいと

思う。』（平成8年7月第66号「所長巻頭言」から）

・『田植えしたぼくの後ろにげんごろう』（平成13年2月第75号「伊南小2年児童作品」から）

・『～私たちは、南会津の子どもたちに対して真摯に向き合いながら取り組んできて、何らかの手がかりを得てきている。その手がかりを更に掘り下げて、学校（自己）の存在意義を確かに感じることができるようになっていくことが必要だ。学校（教職員一人一人）が自らの存在意義を実感できたとき、主体性を持って社会の変化に対応していくことができるからである。』（平成17年7月第84号「指導管理課だより」から）

その時々この地の教育に携わって来られた方々の「南会津の教育への熱い思い」、自然、文化、人情等に代表される「南会津の風土を生かした教育の重視」、そして「人が人を導くことへの畏怖」……。第100号という節目にあたり、変わらないものを守り繋いでいく大きな責務を感じています。

『我が家のカクン』

南会津郡小中学校長協議会会長

渡部岩男

10年ほど前、渡部家の父として威厳をもって我が家のカクンを「調子こくなよ」に決めた。それを常に意識し、自分に言い聞かせるために携帯メールの最後に必ずつけることに決心したが、娘たちに送ったらすぐに「私のどこが調子に乗っているの!」というクレームが返ってきた。それ以後、貼り付ける機会を逸している。説明責任は丁寧に果たすべきであったと反省させられた。

我が家では、下の娘が5歳になった頃から書き初めとして家族で色紙に寄せ書きをして1年間居間に掲げておくことにしている。昔のものを振り返って読むと面白い。そこにも家族の小さな歴史が感じられる。昨年、私は「やり切る」と書いた。

「一日の決算はその一日にやることを心掛ける。昨日の尾を引いたり、明日へ持ち越したりしない。昨日を悔

やむこともしないし、明日を思い煩うこともしない。一事をやり切る。」

と説明書きもあるが、日常はその真逆なことばかりだ。やはり「調子こく」性格が災いしているとしか考えられない。ちなみにその年の妻は「面倒がらず」、娘たちは「凛として潔く」「笑顔を磨く」と書いている。本当にそうやってほしいと切実に思っているが、「それを当人の前で言うてはならない」というのが渡部家の暗黙のカクンになっている。人に言われると悔しくなるものだ。まして親しい家族に言われたり、いきなり父親という顔で言われたりすると尚更許せないものらしい。

最近カクンにしたい言葉は「毛は抜けても、気は抜くな」である。先日、娘からこのようなメールで励まされた。毛や歯は抜けても、疲れと気が抜けないこの頃である。

南会津夢教育2013

～ 南会津の風土を踏まえ一人一人が夢をかなえられる教育を目指して ～

確かな学力

「魅力ある授業づくり」のために
8つのポイントによる授業改善を

子どもたちの目が輝き、勉強するのが楽しい魅力ある授業は、私たちすべての教員が目指している授業ではないでしょうか。今年度、学校教育課では、そうした「魅力ある授業づくり」を目指し、指導過程に沿って8つのポイントをまとめましたので、ご紹介します。

まず、授業を構想する段階での①『児童生徒の実態把握』とそれを踏まえた②『単元計画の立案』です。指導事項を精選し、学習のねらい（ゴール）を予め意識して立案することが大切です。

次に、導入は、③『意欲を引き出す課題設定』と『学習方法や内容への見通しをもたせる』ことが重要です。

展開は、④『指導と支援の明確化』です。基礎的な知識・技能の習得では繰り返し指導し、それらを活用し、思考・判断する課題解決の場面で、児童生徒の支援に努めます。さらに、教師の⑤『課題に迫る発問』や⑥『効果的な板書』が、児童生徒の学習に対する理解を深めたり、助けたりする重要な役割を担っています。

最後に⑦『一人一人の確実な評価』や⑧『学習内容のまとめと習熟の時間の確保』です。特に終末での学習内容の確実な定着と次時への学習意欲付けは大切です。

魅力ある授業は、児童生徒に学ぶ楽しさ、共に学ぶことの喜び、そして、将来にわたって学び続けようとする力を育てます。

豊かなころ・健やかな体

学校安全の推進

～防災教育・安全教育の充実～

平成23年3月11日の東日本大震災、そして同年8月の新潟・福島豪雨災害と、福島県ではこれまでの想定をはるかに超えた災害により、広い地域で甚大な被害が発生しました。今後も地震・台風・集中豪雨・豪雪等、様々な自然災害の発生が予想されます。

文部科学省の「学校安全の推進に関する計画」では、児童生徒等の安全確保はもちろんのこと、児童生徒自身が危険を予測し、回避する力を身につけることが大切であるなど、防災教育の一層の推進が必要とされています。

そこで、福島県では、児童生徒に、自らの安全を確保するために適切な判断や行動ができるようにさせ、災害発生時及び事後に、進んで他の人々や集団、地域の安全

に役立つとする態度や能力を育成するため、防災学習の指導資料を作成しています。

被災経験のある南会津域内では、「自らを守ることができる児童生徒の育成」「生きる力を育む防災教育」が強く求められています。地域や学校の実態を踏まえた防災計画の整備、防災教育の一層の充実を図る必要があります。



特別支援教育の充実

インクルーシブ教育システムの構築

平成18年12月、国連総会において、「障害者の権利に関する条約」（以下「条約」という。）が採択され、20年5月発効されました。日本政府は、平成19年9月これに署名し、現在、条約の批准に向け、政府全体で、検討が行われており、教育ではインクルーシブ教育システムの構築が課題になっています。「インクルーシブ教育システム」（inclusive education system、署名時仮訳：包容する教育制度）とは、「人間の多様性の尊重等の強化」と「障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とする」を目的として、「障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み」であり、障害のある者が「general education system」（署名時仮訳：教育制度一般）から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が大切とされています。

文部科学省では、中央教育審議会初等中等教育分科会の下に設置された「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」において、平成22年7月から条約の理念を踏まえた特別支援教育の在り方について審議を行い、平成24年7月23日「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」を出しました。

福島県では、平成21年9月の「今後の特別支援教育の在り方について」の福島県学校教育審議会答申を受け、基本理念として「地域で共に学び、共に生きる教育の推進」を掲げ、地域における支援体制の整備、特別支援教育の在り方の検討、教員の指導力の向上などを推進しています。



